

平成27年1月1日施行

非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし

平成25年度税制改正により、租税特別措置法等の一部が改正され、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例（以下「事業承継税制」(※)といいます。）の適用要件の緩和や手続の簡素化などが行われました。

これらの改正事項は、原則として、**平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税**について適用されます。

※ この改正による改正後の事業承継税制を「新事業承継税制」と、改正前の事業承継税制を「旧事業承継税制」といいます。

● 特例の要件や申告手続

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例……………(P.1)

非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例……………(P.3)

特例の対象となる非上場株式等の数・納税猶予税額の計算方法……………(P.5)

● 事業承継税制の主な改正事項……………(P.6)

旧事業承継税制の適用を受けた（又は受ける）方へ

新事業承継税制の選択適用について……………(P.7)

● 事業承継税制の概要

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例

後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を贈与者（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予され、先代経営者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税の納付が免除されます。

（注）「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資（医療法人の出資は含まれません。）をいいます。

○ このあらましには、平成25年3月30日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）」等による改正のうち、事業承継税制に関する主なものについて、その概要を記載しています。

○ 改正の内容等についてお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、税に関する様々な情報を提供しておりますので、是非ご利用ください。

※ **税務署での面接による個別相談**（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、**あらかじめ税務署へ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしております**ので、ご協力をお願いします。

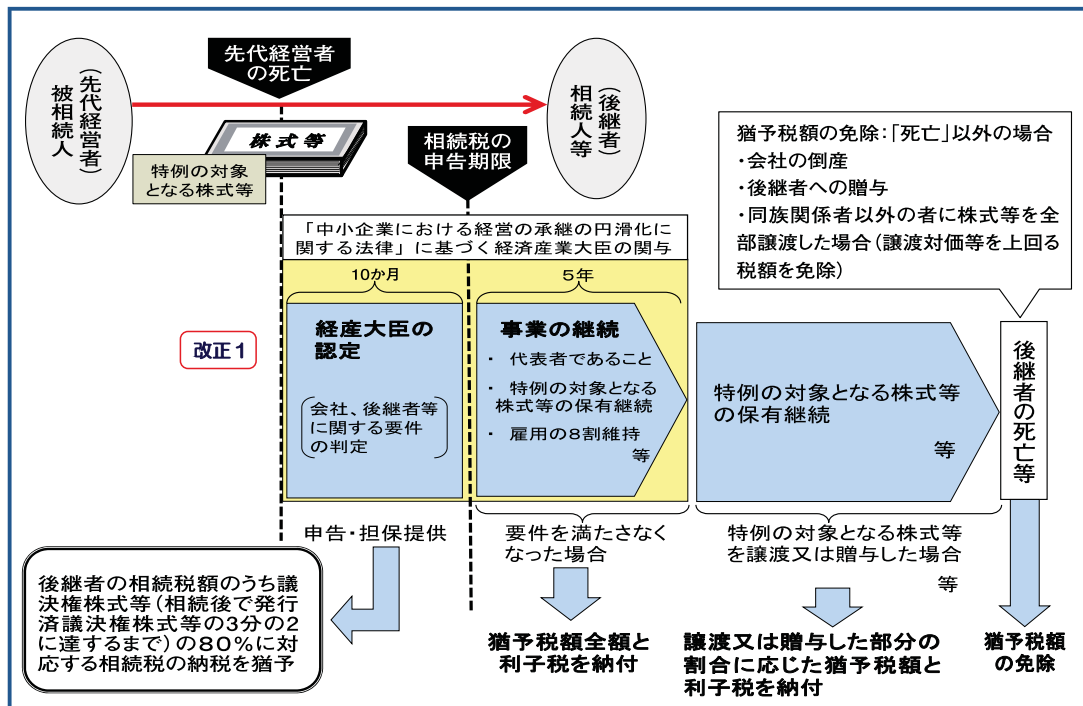
平成26年1月



税務署 この社会あなたの税がいきている

● 特例の要件や申告手続

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例



※ **改正** は、6ページの「事業承継税制の主な改正事項」の項目番号を示しています。

改正1 「経済産業大臣の認定」制度の廃止

会社が「経済産業大臣の認定」を受けるための具体的な要件やその手続については、最寄りの地方経済産業局にお尋ねください。

なお、「経済産業大臣の認定」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

また、中小企業庁ホームページ【www.chusho.meti.go.jp】においても関連する情報をご覧いただけますのでご利用ください。

改正2 「資産管理会社」の要件の見直し

「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が貸借対照表上に計上されている帳簿価額の総額の70%以上の会社（資産保有型会社）やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社（資産運用型会社）のことをいいます。

資産管理会社については、原則として、この特例の適用を受けることはできません。ただし、一定の要件を満たす場合は、この特例の適用を受けることができます。

「特別関係会社」とは、この特例の適用に係る会社やその会社の代表権を有する者などが、総議決権数の50%を超える議決権数を保有する会社をいいます。

改正3 後継者の「親族」要件の廃止

この特例の対象となる「後継者」は、1つの会社につき1人に限ります。

「議決権数」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

改正5 担保提供手続の簡素化（株券不発行会社への対応）

※ 通常は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

相続開始

相続税の申告期限までの間

経済産業大臣の認定
申告書の作成・提出

相続開始後に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社の要件、後継者（相続人等）の要件、先代経営者（被相続人）の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」を受けてください。

相続税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

◆ この特例の適用を受けるための要件

1 会社の主な要件 **改正2**

次の会社のいずれにも該当しないこと。

- (1) 上場会社
- (2) 中小企業者に該当しない会社
- (3) 風俗営業会社
- (4) 資産管理会社（一定の要件を満たすものを除きます。）
- (5) 総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）が零の会社、従業員数が零の会社（特例の適用に係る会社の特別関係会社が一定の外国会社に該当する場合には、従業員数が5人未満の会社）

2 後継者である相続人等の主な要件 **改正3**

- (1) 相続開始の日の翌日から5か月を経過する日において会社の代表権を有していること
- (2) 相続開始の時において、後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

3 先代経営者である被相続人の主な要件

- (1) 会社の代表権を有していたこと
- (2) 相続開始の直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

4 担保提供 **改正5**

納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

（注） 特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

◆ 相続税の申告期限

相続開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、所轄の税務署（※）に相続税の申告をする必要があります。

相続税の
申告期限

申告期限

(1 ページからの続き)

納税猶予期間中 非上場株式等 の継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合（納税猶予期限の確定事由）**改正6・12** **改正8** **改正13**

(1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税の全額と利子税を併せて納付します。

(2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税のうち、譲渡等した部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します。

(注) 譲渡等した部分に対応しない相続税については、引き続き納税が猶予されます。

納税猶予税額を納付する 必要がある主な場合	経営承継期間内	経営承継期間 の経過後
特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等（贈与を含みます。）した場合	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A	C ^(※2)
一定の基準日における雇用の平均が、相続時の雇用の8割を下回った場合	A ^(※1)	C ^(※2)
会社が資産管理会社に該当した場合（一定の要件を満たす会社を除きます。）	A	A

※1 雇用の平均は、経営承継期間の末日に判定します。

2 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

「継続届出書」 の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「**継続届出書**」を経営承継期間内は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

後継者の死亡等 「免除届出書」・ 「免除申請書」の 提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 納税が猶予されている相続税の納付が免除される主な場合 **改正11**

(1) 後継者が死亡した場合

(2) 経営承継期間の経過後に、この特例の適用を受けた非上場株式等を後継者に贈与し、その後継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（3ページ参照）の適用を受ける場合

(3) 経営承継期間の経過後に、この特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合など一定の場合

相続人等が被相続人から過去に一定の**特定受贈同族会社株式等**（※1）又は**特定同族株式等**（※2）の贈与を受けている場合において、一定の要件を満たすときには、これらの株式等については、この特例の適用を受けることを選択することができます。

※1 「**特定受贈同族会社株式等**」とは、贈与を受けた人（相続人等）が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。

2 「**特定同族株式等**」とは、「特定同族株式等の贈与の特例（同法第70条の3の3又は第70条の3の4）」の適用を受けた株式等及びその株式等の贈与があった年の翌年3月15日から4年を経過する日までに被相続人から贈与により取得したその株式等に係る会社の株式等をいいます。

改正6・12 雇用確保要件の緩和及び納税猶予期限が確定した場合の延納・物納の利用

改正8 総収入金額の算定方法の見直し（営業外収益及び特別利益の除外）

改正13 経営承継期間に対応する利子税の免除

「A」に該当した場合は、猶予された相続税の全額を納付することとなり、この特例の適用は終了します。

「**経営承継期間**」とは、原則として、申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます（以下同じです。）。

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日（納税猶予期限）までに納付する必要があります。

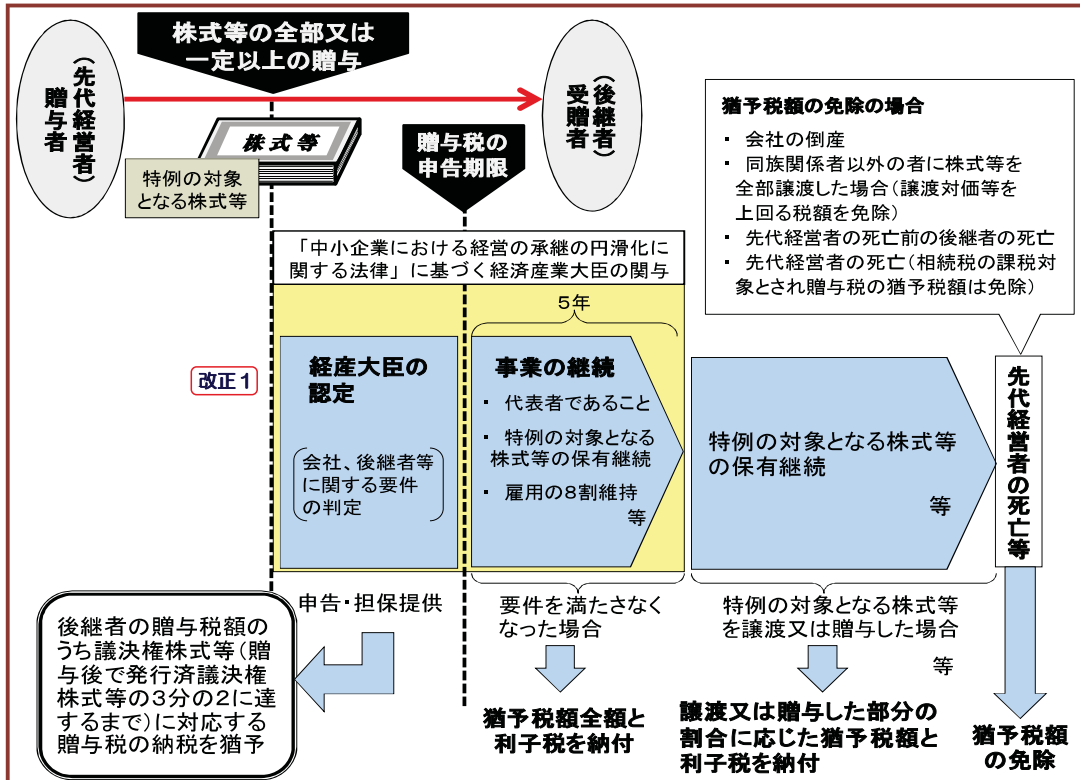
※ **納付する利子税の額は**、相続税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間（日数）に応じた額となります（ただし、経営承継期間の経過後に納税猶予期限の確定事由に該当することとなった場合には、その経営承継期間中の利子税は免除されます。）。

「**継続届出書**」の提出がない場合には、**猶予されている相続税の全額と利子税を納付**する必要があります。また、経済産業大臣の認定を受けた会社も経営承継期間は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要があります。

改正11 民事再生計画の認可決定等による納税猶予税額の再計算・一部免除

経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することできる場合があります（再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。）。詳しくは、税務署にお尋ねください。

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例



※ **改正** は、6ページの「事業承継税制の主な改正事項」の項目番号を示しています。

この特例の適用を受けた場合には、先代経営者（贈与者）が死亡した際の相続税の申告において相続又は遺贈により取得した非上場株式等（この特例の適用を受けた非上場株式等と同じ会社の株式又は出資に限り）については、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（1ページ参照）の適用を受けることができますので、ご注意ください。

改正1 「経済産業大臣の認定」制度の廃止

会社が「経済産業大臣の認定」を受けるための具体的な要件やその手続については、最寄りの**地方経済産業局**にお尋ねください。

なお、「経済産業大臣の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

また、**中小企業庁ホームページ**【www.chusho.meti.go.jp】においても関連する情報をご覧くださいいただけますのでご利用ください。

贈与

贈与税の申告期限までの間
経済産業大臣の認定
申告書の作成・提出

この特例の適用を受けるためには、贈与により、先代経営者である贈与者から、**全部又は一定以上の非上場株式等**を取得する必要があります（5ページ参照）。

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき会社の要件、後継者（受贈者）の要件、先代経営者（贈与者）の要件を満たしていることについての「**経済産業大臣の認定**」を受けてください。

贈与税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ**提出**するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う**担保を提供**する必要があります。

◆ この特例の適用を受けるための要件

1 会社の主な要件 **改正2**

「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」における会社の要件と同じです（1ページ参照）。

2 後継者である受贈者の主な要件 **改正3**

贈与の時に、

- (1) 会社の代表権を有していること
- (2) 20歳以上であること
- (3) 役員等の就任から3年以上を経過していること
- (4) 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

3 先代経営者である贈与者の主な要件 **改正4**

- (1) 会社の代表権を有していたこと
- (2) 贈与時において会社の代表権を有していないこと
- (3) 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

4 担保提供 **改正5**

納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

（注） 特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

◆ 贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要があります。

改正2 「資産管理会社」の要件の見直し

改正3 後継者の「親族」要件の廃止

この特例の対象となる「**後継者**」は、**1つの会社につき1人**に限ります。

改正4 役員退任要件の緩和（先代経営者が、贈与時に「役員」でも適用可能）

「**議決権数**」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

改正5 担保提供手続の簡素化（株券不発行会社への対応）

贈与税の申告期限

贈与税の申告期限

(3ページからの続き)

納税猶予期間中 非上場株式等 の継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合（納税猶予期限の確定事由） **改正6・12** **改正7** **改正8** **改正13**

「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の場合（2ページ参照）のほか、贈与税については次の場合があります。

下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税の全額と利子税を併せて納付します。

納税猶予税額を納付する 必要がある主な場合	経営承継期間内	経営承継期間 の経過後
先代経営者が代表権を有すること となった場合	A	C ^(※)

※ 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

「継続届出書」 の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「**継続届出書**」を経営承継期間は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

先代経営者 (贈与者)の死亡等 「免除届出書」・ 「免除申請書」の 提出

先代経営者（贈与者）の死亡等があった場合には、「**免除届出書**」・「**免除申請書**」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が**免除**されます。

◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合 **改正11**

- (1) 先代経営者（贈与者）が死亡した場合
- (2) 後継者（受贈者）が死亡した場合
- (3) 経営承継期間の経過後に、この特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合など一定の場合

先代経営者（贈与者）が死亡した場合の取扱い

先代経営者 (贈与者)の死亡 (相続開始)

贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けた非上場株式等は、相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与の時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算します。

なお、その際、「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等（一定の部分に限ります。）について相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることができます。

相続税の申告期限 までの間 経済産業大臣 の確認

◆ 相続又は遺贈により取得したものとみなされた非上場株式等について相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が特例の適用要件を満たしていることについての「**経済産業大臣の確認**」を受けてください。

申告書の作成・ 提出

相続税の申告期限までに、相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う**担保**を提供する必要があります。

相続税の 申告期限

◆ 納税が猶予される相続税などの計算方法5ページを参照してください。

改正6・12 雇用確保要件の緩和及び猶予期限が確定した場合の延納の利用

改正7 役員退任要件の緩和（役員である先代経営者が、猶予期間中に給与等の受給可能）

改正8 総収入金額の判定の見直し（営業外収益及び特別利益の除外）

改正13 経営承継期間に対応する利子税の免除

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日（納税猶予期限）までに納付する必要があります（**納付する利子税の額**については2ページ※参照）。

「**継続届出書**」の提出がない場合には、**猶予されている贈与税の全額と利子税を納付**する必要があります。

また、経済産業大臣の認定を受けた会社も経営承継期間は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要があります。

改正11 民事再生計画の認可決定等による納税猶予税額の再計算・一部免除

経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することできる場合があります（再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。）。詳しくは、税務署にお尋ねください。

相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に当たっての要件や納税猶予税額の計算方法や申告手続などについては、1～2ページの要件等と一部異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

「**継続届出書**」の提出期間は、相続税の納税猶予及び免除の特例（2ページ）と異なり、贈与税の納税猶予及び免除の特例（このページ上段）の提出期間が引き継がれることになります。

○ 特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

区 分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
1	$a + b < c \times 2 \div 3$ の場合	非上場株式等の数 (a)
2	$a + b \geq c \times 2 \div 3$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から非上場株式等の数 (b) を控除した数 ($c \times 2 \div 3 - b$)
相続税の場合	a	後継者 (相続人等) が相続等により取得した非上場株式等の数
	b	後継者が相続の開始前から保有する非上場株式等の数
	c	相続の開始の直前の発行済株式等の総数
贈与税の場合	a	先代経営者 (贈与者) が贈与の直前に保有する非上場株式等の数
	b	後継者 (受贈者) が贈与の前から保有する非上場株式等の数
	c	贈与直前の発行済株式等の総数

(注) 1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、

2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限り、

3 贈与税の場合には、後継者は上記1に該当する場合は限度数 (a) の全部、上記2に該当する場合は限度数 ($c \times 2 \div 3 - b$) 以上の数の非上場株式等を先代経営者から贈与により取得する必要があります。

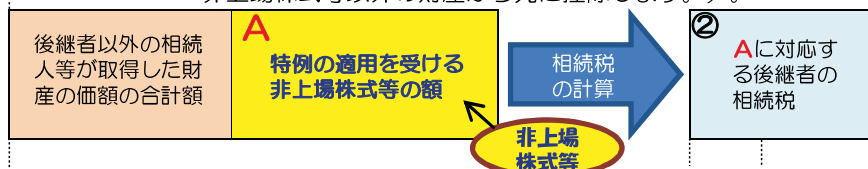
○ 納税猶予税額の計算方法 改正9 改正10

1 相続税の場合

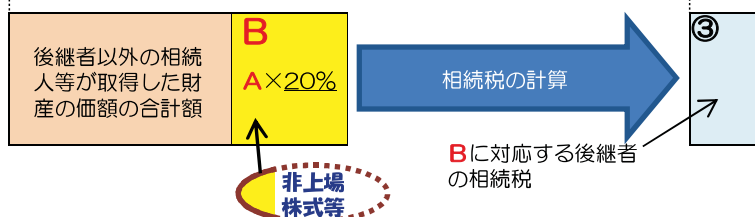
ステップ1 課税価格の合計額に基づき後継者の相続税を計算します。



ステップ2 後継者が取得した財産が特例の適用を受ける非上場株式等のみであると仮定して後継者の相続税を計算します (債務や葬式費用がある場合は、非上場株式等以外の財産から先に控除します。)。:



ステップ3 後継者の取得した財産が特例の適用を受ける非上場株式等の20%のみであると仮定して後継者の相続税を計算します。



ステップ4 「②の金額」から「③の金額」を控除した残額が「納税が猶予される相続税 (④の金額)」となります。

なお、「①の金額」から「納税が猶予される相続税 (④の金額)」を控除した「⑤の金額 (納付税額)」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。



2 贈与税の場合

ステップ1 贈与を受けた全ての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。

ステップ2 贈与を受けた財産が特例の適用を受ける非上場株式等のみであると仮定して贈与税を計算します。この金額が、「納税が猶予される贈与税」となります。

なお、「ステップ1」で計算した税額から「ステップ2」で計算した「納税が猶予される贈与税」を控除した金額は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。

改正9 相続税の納税猶予税額の計算方法の見直し (債務控除)

○ 「A」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、非上場株式等以外の部分から先にその金額を控除して計算します。

改正10 納税猶予税額の計算方法の見直し (上場株式等の計算除外)

○ 「A」の算定に当たり、この特例の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社又は医療法人の株式等を有する場合には、その外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。また、上場株式等を1銘柄につき発行済株式総数等の3%以上保有する場合についても、その上場株式等を保有していなかったものとして計算した価額となります。

事業承継税制の主な改正事項

(平成 25 年度税制改正)

改正事項		改正内容	【参 考】 改正事項の 適用関係(※3)
事前確認制度		1 経済産業大臣の認定を受けるための要件であった「経済産業大臣の確認」の制度が廃止されました。(注)	
適用要件	会社の要件	2 資産管理会社(資産保有型会社又は資産運用型会社)について、特例の適用を受けるための要件が、次のとおり変わります。(改正部分：下線) ① 商品の販売・貸付け等を3年以上行っていること(同族関係者などへの貸付けを除きます。) ② 後継者と生計を一にする親族以外の常時使用従業員が5人以上いること ③ 後継者と生計を一にする親族以外の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有又は賃借していること	○
	後継者の要件	3 後継者の要件のうち、被相続人等の「親族」であることとする要件が廃止されます。	
	先代経営者の要件	4 先代経営者(贈与者)が、贈与時において「役員」の場合であっても、特例の適用を受けることが可能となります。【贈与税のみ】 改正前：役員でないこと 改正後：代表権を有していないこと	○
	担保提供	5 特例の適用を受ける会社が株券不発行会社であっても、一定の書類を提出することにより、株券を発行することなく株式を担保として提供することが可能となります。	●
納税猶予期限の 確定事由(※1)		6 経営承継期間(※2)における常時使用従業員数に係る納税猶予期限の確定事由が、次のとおり変わります。 改正前：経営承継期間毎年、贈与又は相続開始時の雇用の8割以上を確保すること 改正後：経営承継期間平均で、贈与又は相続開始時の雇用の8割以上を確保すること	○
		7 代表権を有しない役員である先代経営者(贈与者)が、会社から給与等の支給を受けた場合であっても、納税猶予期限の確定事由に該当しないこととなります。【贈与税のみ】	○
		8 納税猶予期限の確定事由である「総収入金額が零となった場合」の判定について、総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益が除外されます。(改正部分：下線)(特例の適用時における総収入金額の判定も同様です。)	○
納税猶予税額の計算		9 納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式等以外の財産の価額から先に控除するなど納税猶予税額の計算方法が変更されます。【相続税のみ】	
		10 特例の適用を受ける会社が資産管理会社(資産保有型会社又は資産運用型会社)に該当する場合において、その会社等が一定の上場株式等を保有するときには、納税猶予税額の計算上、その会社等がその上場株式等を保有していないものとして計算することとなります。	○
		11 経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することが可能となります(再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。)	○
納税等	延納・物納	12 改正事項「6」の確定事由により猶予期限が確定した納税猶予税額について、相続税については延納又は物納、贈与税については延納の選択が可能となります。	○
	利子税	13 経営承継期間の経過後に、納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その経営承継期間中の利子税が免除されることとなります。	○
提出書類		14 申告書等の提出時に提出する添付書類のうち、一定のものが提出不要となります。	●

※1 「納税猶予期限の確定事由」とは、納税の猶予が打ち切りとなる一定の事由(例えば、非上場株式等の譲渡、贈与など)をいいます。

2 「経営承継期間」とは、原則として、申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます。

3 旧事業承継税制の適用を受けた(又は受ける)人(以下「旧法適用者」といいます。)であっても、一定の要件を満たす場合には、選択により、平成27年1月1日以後の期間について新事業承継税制の一定の改正事項の適用を受けることができます。詳しくは、7ページをご参照ください。なお、「【参考】」欄には、改正事項の適用関係について、次のとおり示しています。

「○」：旧法適用者が、新事業承継税制の適用を受けることを選択する場合に適用される改正事項

「●」：旧法適用者が、新事業承継税制の適用を受けることを選択しない場合でも適用される改正事項

(注) 改正事項「1」は、平成25年4月1日以後に受ける認定について適用されます。

【適用関係】

上記の改正事項(「1」を除きます。)は、原則として、平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用されます。

新事業承継税制の選択適用について

- 平成 26 年 12 月 31 日以前の相続若しくは遺贈又は贈与により取得した非上場株式等について、旧事業承継税制の適用を受けた（又は受ける）場合であっても、一定の要件を満たす場合には、選択により、**平成 27 年 1 月 1 日以後の期間について新事業承継税制の一定の改正事項の適用を受けることができます。**

1 新法選択届出書の提出期限

新事業承継税制の一定の改正事項の適用を受ける場合には、**次の①又は②のいずれか遅い日**（以下「提出期限」といいます。）までに、所轄の税務署に新事業承継税制の一定の改正事項の適用を受けようとする旨などを記載した書類（以下「新法選択届出書」といいます。）を提出する必要があります。

- ① 平成 27 年 1 月 1 日以後、**最初に到来する継続届出書の提出期限**（※）
- ② **平成 27 年 3 月 31 日**

※ 「継続届出書の提出期限」とは、相続税又は贈与税の申告期限の翌日から 1 年を経過するごとの日の翌日から 5 か月を経過する日（申告期限の翌日から 5 年経過後は 3 年を経過するごとの日の翌日から 3 か月を経過する日）をいいます。

2 具体的な新法選択届出書の提出期限の判定

税目	区 分		提出期限
相続税	1	平成 27 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に継続届出書の提出期限がある場合	平成 27 年 3 月 31 日(火)
	2	平成 27 年 4 月 1 日以後に継続届出書の提出期限がある場合	平成 27 年 4 月 1 日以後、最初に到来する継続届出書の提出期限
贈与税	1	平成 25 年 12 月 31 日以前の贈与により取得した非上場株式等について旧事業承継税制の適用を受けた（又は受ける）場合	平成 27 年 8 月 17 日（月）
	2	平成 26 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の贈与により取得した非上場株式等について旧事業承継税制の適用を受ける場合	平成 28 年 8 月 16 日（火）

（注） 先代経営者（被相続人又は贈与者）から旧事業承継税制の適用に係る相続若しくは遺贈又は贈与により次の法人の株式等を取得している（又は取得する）場合には、新事業承継税制の一定の改正事項の適用を受けることはできません。

- ・ 旧事業承継税制の適用を受けた（又は受ける）非上場株式等に係る会社及びその会社の同族関係者が保有する法人（医療法人は含まれません。）の株式等（投資口を含み、非上場株式等は含まれません。）の数又は金額が、その法人の発行済株式等の総数又は総額の 3% 以上に相当する場合における当該法人の株式等（旧事業承継税制の適用を受けた（又は受ける）非上場株式等に係る会社及びその会社の同族関係者で合わせて、一銘柄につき発行済株式総数等の 3% 以上を保有する上場株式等をいいます。）

- 新事業承継税制の一定の改正事項を適用する場合には、所轄の税務署への手続のほか、地方経済産業局へ申出書を提出するなど所定の手続が必要です。中小企業庁ホームページ【www.chusho.meti.go.jp】において関連する情報が掲載されておりますのでご確認ください。